

○厚生労働省告示第二百九十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称 予定される効能又は効果 届け出た者の氏名又は名称及び住所 取消年月日

t r a m e t i n i B R A F^{V600} 遺伝子変異 グラクソ・スミスクライン株式会社 平成二十七年

b を有する悪性黒色腫 社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 四月二十二日

六番十五号

d a b r a f e n i B R A F^{V600} 遺伝子変異 グラクソ・スミスクライン株式会 平成二十七年

b を有する悪性黒色腫 社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 四月二十二日

六番十五号

S A R 3 0 2 5 0 3 骨髄線維症 サノファイ株式会社 東京都新宿区 平成二十七年

西新宿三丁目二十番二号 五月二十五日

